

| | | | | |
|----|----|----|----|------|
| 局長 | 所長 | 合議 | 係員 | 処理要旨 |
| | | | | |

周南市大田原自然の家出張指導依頼書

令和 年 月 日

(宛先) 公益財団法人周南市ふるさと振興財団理事長

団体所在地

団体名 _____

代表者氏名 _____

大田原自然の家の別に定める関係規則を遵守し、出張指導を依頼します。

記

| | | | | |
|--------|--|--------------|----|----|
| 出張指導目的 | | | | |
| 参加者 | 幼児 | 人 | | |
| | 小学生 | 人 | | |
| | 中学生 | 人 | | |
| | 青少年(25才以下) | 人 | | |
| | 一般・引率 | 人 | | |
| | 計 | 人 | | |
| 期間 | 開始 | 令和 年 月 日 () | : | より |
| | 終了 | 令和 年 月 日 () | : | まで |
| 責任者 | 住所 | | | |
| | 氏名 | | 電話 | |
| 内容及び備考 | | | | |
| 条件 | <ul style="list-style-type: none">・市内の学校教育法に規定する学校(大学を除く。)、主として19歳未満が在学する専修学校若しくは各種学校又は児童福祉法に規定する児童福祉施設が教育活動又は団体活動の一環として、集団宿泊訓練又は野外活動等を行うため、またその活動を更に充実させるために事前及び事後に指導を依頼するとき。・市及び教育委員会、官公庁が依頼するとき。・申請書の提出期限は依頼する日の10日前までとする。・大田原自然の家の業務上支障があると認められる場合は、日程の調整及び不受理とする場合がある。・出張指導時の参加者の安全管理や全体の進行等は依頼者側で行うこと。・大田原自然の家の貸し出した物品が依頼者側の不注意で損傷又は亡失した場合は、修理又は弁償すること。・指導にかかる消耗品等は依頼者側で実費負担とする。 | | | |

| | | |
|---------|-------|--|
| ※ 受付 | 年 月 日 | |
| | | |

※印欄は記入しないこと